

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第23条の3第1項(第37条の8)
許認可等の種類	海岸協力団体の指定 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第23条の3第1項 海岸管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準じるものとして主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができる。 第37条の8 第23条の3から7までの規定は、一般公共海岸に準用する。
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 90日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 90日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号: 011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm) ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から空知、上川を除く。 なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は、調整課財産管理係

別紙

審査基準

1 海岸管理者は、法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づき、申請資格の確認及び活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行い、申請をした法人等が法第 23 条の 4 に規定する業務を適正かつ確実にこなうことができると認められた場合には、海岸協力団体として指定することができる。

2 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行なうことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等という。」）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 代表者が定まっていること
- 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準るものを有していること。
- 三 適切な経理事務及び会計処理が行なわれていること。
- 四 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を言う。）又はそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行なっていると認められないこと。
- 十 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行なわないことを誓約できること。

3 活動実績報告書の審査方法

提出された活動実績報告書の内容を確認し、1のⅠの①から⑤までのいずれか、1のⅡ、2の①から④までのいずれか及び3について、いずれにも該当する場合のみ審査基準を満たすものとする。

項目	確認内容
1 継続性	直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること
	Ⅰ ①植栽、海岸の清掃等、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持
	活 ②不法行為の監視、海岸の利用状況の把握等、海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
	動 ③希少動植物の調査等、海岸保全区域の管理に関する調査研究
	実 ④海岸の利用安全講習、環境教育等、海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発
績 ⑤調査研究等を行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動	

	II 継 続 性	直近おおむね5年間にわたり、毎年活動の実績（ただし、不定期で開催頻度の少ないイベントは除く。）がある。
2 公共性		<p>1の活動が、海岸管理者等（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあつては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。以下同じ。）から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動その他の海岸管理者との協力活動が認められる活動であること。</p> <p>①当該実績が、海岸管理者等が行う活動との共催又は後援となっているなど、公式の協力関係が複数ある。</p> <p>②当該実績に海岸管理者と共同で実施した企画あるいは活動が複数回ある。</p> <p>③当該実績に関して、海岸管理者等から協力に関する表彰実績がある。</p> <p>④上記①②③に準じた北海道知事が認める活動実績がある。</p>
3 活動姿勢		直近おおむね5年間において、海岸管理者又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

「海岸管理者等」：海岸管理者又は法第6条第2項等の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長

4 活動実績計画書の審査方法

提出された活動実績計画書の内容を確認のうえ、1から3までのいずれにも該当する場合のみ審査基準を満たすものとする。

項 目	確認内容
1 実効性	<p>過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。</p> <p>①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。</p> <p>②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。</p>
2 貢献度	<p>海岸管理に対する貢献が認められること</p> <p>①期待している具体的な活動内容及び活動区域を理解し、それを踏まえた活動方針、活動メニューがある。あるいは、期待している活動以外であっても著しく貢献度が高い活動方針、メニューがある。</p> <p>②活動実施に当たって、海岸管理者への協力姿勢があり、円滑な実施が見込まれる。</p>
3 協調性	<p>活動にあたって地域（海岸管理者又は法第6条第2項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣の権限の委任を受けた地方整備局長、住民、市町村、他の民間団体等。以下同じ。）との協調性が認められること</p> <p>①活動実施にあたって、地域への配慮等があり、円滑な実施が見込まれる。</p> <p>②地域と連携した活動実施計画である。</p>